

大津市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答 申 第 1 0 2 号)

令和7年10月23日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

答 申

第1 審査会の結論

大津市長（以下「実施機関」という。）が、審査請求人に対して、令和6年4月23日付け大津市指令環政第11号で行った公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書公開請求

審査請求人は、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対して次に掲げる公文書（以下「本件公文書」という。）の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

「環境政策課が保有するタバコ製造業者やタバコ販促に関わる団体等との接触の際に作成・取得した文書（令和6年2月29日付け大津市指令環政第6号による非公開決定（請求日：令和6年2月15日）より後のもの）」

2 実施機関の決定

令和6年4月23日、実施機関は、不存在を理由とした本件処分を行った。

3 審査請求

令和6年7月25日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査請求書の補正命令

審査請求の理由として、タバコ製造業者やタバコ販促に関わる団体等との接触が発生し、作成・取得した文書が存在するため、と審査請求書に記載されているところ、本件処分において実施機関は本件公文書が存在しないとしていることから、令和6年8月2日、実施機関は、審査請求人に対して本件公文書が存在すると考える具体的な根拠を確認するため、審査請求書の補正を命じた。

5 審査請求書の補正

令和6年8月16日、審査請求人は、補正命令に対して補正書を提出した。補正書の内容は次のとおりであった。

「令和5年7月24日付けで締結したJR大津駅・JR大津京駅・JR膳所駅・JR石山駅における喫煙施設の設置に関する委託契約書（以下「本件契約書」という。）第17条に基づく接触等が発生し、作成・取得した文書（以下「第17条文書」という。）が存在するため。」

（参照）本件契約書第17条

- 1 甲及び乙は、本契約書の内容を秘密として保持するとともに、相手方の事前の書面による承諾なく、これを第三者に開示し又は漏洩しないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、大津市情報公開条例の規定に基づく情報公開の請求がなされたときは、本契約の内容を公開することができるものとする。この場合において、甲は、乙に対し、同条例第15条の規定に基づく意見書を提出する機会を与えるもの

とする。

第3 審査請求の趣旨

本件公文書の公開を求めるものである。

第4 審査請求人の主張要旨

- 1 タバコ製造業者やタバコ販促に関わる団体等との接触が発生し、作成・取得した文書が存在するため、本件公文書の公開を求める。
- 2 本件契約書第17条に基づく接触等が発生し、作成・取得した文書が存在する。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件公文書の不存在の理由としては、タバコ製造業者やタバコ販促に関わる団体等との接触に際し、業務上の必要性等から、作成・記録した文書は存在せず、取得した文書も存在しないためである。
- 2 審査請求人が指摘する本件契約書第17条は、情報公開条例の規定に基づく情報公開請求により本件契約書の内容を公開する場合、契約相手方に意見書を提出する機会を与えているものであって、意見書の提出を義務付けるものではない。本件においては、契約相手方である〇〇に対し意見書の提出を求めておらず、意見書の提出があった事実もないため、審査請求人が存在すると主張する第17条文書は存在しておらず、このことを踏まえると本件処分を行ったことは妥当である。
- 3 本件処分の非公開理由の中で「業務上の必要性等から」と記載したのは、この記載から「業務上の必要性等から」を除くと、団体等と接触したにもかかわらず単に文書を作成・記録・取得しなかったと読み取れてしまうことがあるため、「業務上の必要性等から」と記載することで仮に団体と接触した場合であっても業務上の必要性がなかったため文書を作成・記録・取得しなかったと読み取ることができるよう記載したものである（実施機関からの事情聴取による。）。

第6 当審査会の判断理由

- 1 本件公開請求について

本件公開請求は、審査請求人が、実施機関が存在しないと主張する本件公文書の公開を求めるものである。

- 2 本件審査請求に係る争点について

実施機関は、本件契約書第17条に基づき契約相手方に条例第15条に基づき意見書の提出を求めた事実もないため、結局本件公文書は存在しない旨を主張する。

一方、審査請求人は、タバコ製造業者やタバコ販促に関わる団体等との接触が発生し、作成・取得した文書が存在するため、本件公文書の公開を求めており、加えて、少なくとも第17条文書は存在する旨を主張している。

以上を踏まえ、当審査会は、本件審査請求について、第17条文書を含む本件公文書が存在す

るか否かを争点と捉え、次のとおり検討した。

3 本件審査請求についての検討

(1) 本件公文書（第17条文書を除く。）の存否について

実施機関である環境政策課の事務分掌のうち「タバコ」に関するものとして「路上喫煙等の防止に関すること」があることから、次の公文書のファイルを実施機関に持参させ、当審査会で見分を行った。

作成年度	ファイル管理番号	タイトル	保存年限
令和5年度	1265185137	路上喫煙防止対策関係書①	5年
令和5年度	1265185137	路上喫煙防止対策関係書②	5年
令和6年度	1265209416	路上喫煙防止対策関係書	5年

上記ファイルには、市民等からの問合せ、要望、取材対応の記録、タバコ関係の団体等との契約書・覚書、協議、照会その他の路上喫煙防止対策業務に関する公文書が広く綴られているところ、本件公文書の存在は確認することができなかった。

事情聴取時における実施機関の説明によれば、実施機関が本件公開請求により特定した期間（審査請求人が指定する令和6年2月15日から本件公開請求日である同年4月10日まで（以下「本件特定の期間」という。）において、タバコ製造業者やタバコ販促に関わる団体等との接触があったかどうかについては記録上確認できず、また、仮に団体等と接触したことがあったとしても、実施機関において、路上喫煙防止対策業務上の必要性等がないと判断した場合には、当該接触に係る公文書を作成し、又は記録しないこととしているとのことであった。

上記ファイルについては、実施機関が説明するとおり、業務上の必要等のあるものに限り、公文書として保有しているものであることを当審査会においても見分により確認したところである。なお、本件特定の期間について、本件処分を行った令和7年4月23日までにおいても同様に、対象公文書が存在しないことを審査会において確認した。

したがって、上記ファイルについても実施機関が主張するように、業務上の必要等のあるものに限り、公文書として保有しているものであって、上記ファイルには本件公文書が存在しないことは上記のとおりであるから、実施機関の主張に不合理な点はないと判断した。

(2) 第17条文書の存否について

実施機関は、本件契約書第17条第2項前段の要件として、条例に基づく情報公開の請求がなされたことが規定されているところ、意見書の提出の契機となる情報公開の請求は存在せず、加えて、本件契約書自体が情報公開請求の対象となった際には、実施機関側から契約相手方に確認を求めたい事項があれば提出を求めるという運用をしている旨を申述した。

実施機関によると、本件契約書第17条第2項において「意見書を提出する機会を与えるものとする。」とあるところ、契約相手方に意見書を提出する機会を与える必要はないと判断したため、本件契約書の公開に係る意見照会を行っていないということであった。なお、本件特定の期間について、本件処分を行った令和7年4月23日までにおいても同様に、対象公文書

が存在しないことを審査会において確認した。

したがって、第17条文書についても、当審査会は存在を認めることができず、実施機関の主張に不合理な点はないと判断した。

4 結論

以上のとおり、本件公文書は不存在であると認めることができることから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和6年 8月27日	諮問書の受理
令和7年 6月17日	審議
令和7年 7月22日	審議 実施機関からの事情聴取
令和7年 8月25日	審議
令和7年10月23日	答申